

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	介護給付費適正化事業
現状と課題	
<p>・介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、国の「第4期介護給付適正化計画」における主要5事業（①要介護認定の適正化②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知）を実施し、真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証等を行っている。</p> <p>・ケアプラン点検が十分に行われていないため、第7期においては、国保連の給付実績を活用し、市内の全ての居宅介護事業所を対象としたケアプラン点検を実施する。</p>	
第7期における具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none">・要介護認定の適正化・ケアプランの点検・住宅改修等の点検・医療情報との突合、縦覧点検・介護給付費通知	
目標（事業内容、指標等）	
<p>【要介護認定の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none">・認定調査票の内容等について、職員が書面等の審査を行う。・要介護認定に係る認定調査の内容等について、職員が書面等の審査を通じて点検することで、適正かつ公平な要介護認定を行います。また、認定調査員の資質向上を目的とした研修等を行う。・介護認定審査会の各合議体間の判定結果の差を解消するため、模擬判定の実施や県が開催する介護認定審査会に参加する。 <p>【ケアプラン点検】</p> <p>市内の全事業所を対象としたケアプラン点検を行い、真に必要なサービスが提供されているか、また健全な給付が行われているか、点検を行う。</p> <p>【住宅改修等の点検】</p> <p>事前申請時の書面審査の徹底、及び必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認した上で給付の決定を行う。</p> <p>【医療情報との突合、縦覧点検】</p> <p>国保連からの医療情報と介護情報を基に、サービスの整合性等を点検し、誤請求があった場合は、事業所に過誤申立等の指導を行う。</p> <p>【給付費通知】</p> <p>利用者が自分の受けたサービス内容を改めて確認し、適切なサービス利用を考えたり、事業者へ適切なサービス提供を促進するため、利用者本人に対して、介護報酬の給付状況に</p>	

ついて通知する。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 点検等を実施した実績件数
 - ・ 点検等を実施したことによる過誤申立の件数

※取組及び目標が複数ある場合は、それぞれについて作成してください。